

香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業財政調整基金
条例

平成22年2月18日

条例第1号

(設置)

第1条 後期高齢者医療事業の健全な運営に資するため、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度決算上生じた剰余金の2分の1を下らない額に、基金の運用から生ずる収益の金額を加えた額とする。

2 前項に定めるもののほか、財政運営上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実に有利な方法により保管しなければならない。ただし、広域連合長は、必要に応じ最も確実に有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 広域連合長は、後期高齢者医療事業の健全な財政運営に資するため必要があると認めるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。